

子ども食堂緊急支援補助金 Q&A (2023.9/7 時点)

Q1 この補助金はどういったものか

新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策の一環として、県内で子どもに対して地域のボランティアが無料又は低額で食事を提供する民間団体等の取り組み（「子ども食堂」という。）の運営経費を支援します。

こうした支援により、子ども等の居場所づくり、地域とのつながりの確保、困難を抱える子ども等の支援につなげることを目的としています。

Q2 申請から交付決定の時期はいつごろか

申請受付から、おおよそ1カ月以内を想定しています。

Q3 対象経費の科目と考え方について教えて欲しい。

募集要項別紙に掲げる対象経費の科目が対象となります。記載がない科目は対象外です。

対象経費の考え方として、令和5年7月19日から令和6年2月29日までに子ども食堂の活動において支払ったもので、かつ、領収書等の日付が令和5年7月19日～令和6年2月29日であるものに限ります。

Q4 交付決定されれば概算払い請求が可能か

可能です。

Q5 本補助金の補助割合は

10分の10です。

Q6 対象となる事業期間とは何か

令和5年7月19日から令和6年2月29日の間に行った子ども食堂の活動が対象となります。

Q7 例えば、令和6年2月16日に申請した場合、令和5年7月19日以降に行った活動が対象となるか、令和6年2月16日から2月29日までにを行った活動が対象か

申請日によらず、令和5年7月19日から令和6年2月29日までにを行った活動が対象となります。よって遡り適用になります。ただし、予算総額に達した時点で、申請期間内であっても応募を締め切りますので、早めに申請をされることをオススメします。

Q 8 食材費について、調味料、食用油は対象ですか

対象です。

Q 9 食材費について、お菓子代、飲物代は対象ですか

対象です。(定期的に食事を提供されていることが必要です。)

なお、参加者に持ち帰り用の弁当、菓子、飲料代を購入する経費も対象になります。

Q 10 食材費について、テイクアウト用のお弁当をスーパー等で購入し、子ども食堂で配布した場合、この弁当代は対象ですか

対象です。

ただし、明らかに子ども食堂で提供する弁当代の範疇を超える場合などは不相当と判断する場合があります。また、今回の補助金を使用して、豪華なお弁当等を配布するといった活動も不相当と判断する場合がありますので、ご遠慮下さい。

Q 11 ボランティア保険について、活動保険及び行事用保険は対象ですか

対象です。

ボランティア行事用保険について、未加入である場合は、本補助金を活用し、加入をしていただきますようお願いいたします。(他の保険で事故等に対応できる場合等は不要です。)

ただし、令和5年7月19日から令和6年2月29日までに加入した場合が対象となりますので、ご注意ください。(例として令和5年4月に加入したボランティア活動保険は対象外となります。領収書等の日付で判断します。)

Q 12 広報費について、子ども食堂のチラシやポスター印刷代は対象ですか

対象です。

ただし、令和5年7月19日から令和6年2月28日の間に印刷され、かつ、領収書等が発行されたものに限り、よって、令和5年4月に1年分として印刷されたチラシ等は対象となりませんので、ご注意ください。

Q 13 広報費について、自宅のプリンターでチラシ印刷をしていますが、コピー用紙およびインク代は対象ですか

対象です。

令和5年7月19日から令和6年2月29日までの領収書等が必須となりますので、ご注意ください。

Q14 消耗品費について、コロナにより、弁当によるテイクアウトを行っていますが、テイクアウトに使用する使い捨ての弁当容器は対象ですか

対象です。

Q15 感染予防対策のためのパーティションは対象ですか

対象です。

Q16 水道光熱費は対象ですか

対象外です。

自宅やお店等で子ども食堂を開催する場合、日々発生する水道光熱費と子ども食堂開催に係る水道光熱費とが明確に区別できないことから、対象外です。

ただし、公民館等の子ども食堂に係る会場使用料は対象としており、会場使用料の中に水道光熱費が含まれている場合などは、会場使用料として対象となります。

Q17 対象経費について、令和6年3月中に活動する分は対象とならないということか？3月に活動する経費を2月に購入することは可能か

3月活動分は対象となりません。

Q18 他の補助金・助成金との併用は可能か

経費が科目ごとに重複しないよう整理されていれば併用可能です。

ただし、今回の補助金を受けることで、他の補助金・助成金が返還することとならないか必ず確認してください。

Q19 令和5年12月頃に新規に子ども食堂を立ち上げる予定だが、11月中に申請可能か

申請可能です。

ただし、様式第3号による請求を行う際に、食堂名等の団体口座名義の写しを提出することとなっています。よって、申請後、交付決定となった場合でも、団体の口座を開設するまでは請求はできませんので、予めご了承下さい。

Q20 対象団体の要件として「食事の提供を定期的実施すること。」とあるが、定義があるか。例えば食事の提供はどこまでの食事が対象ですか

明確な定義は設けていません。

基本的には、毎月1回程度開催される子ども食堂で会食またはテイクアウト

トによる食事の提供を行うものを想定しています。

食事の提供については、おにぎり等の軽食を朝・昼・夕ご飯の代わりに提供する場合も対象とします。ただし、お菓子類のみを提供する場合は、食事の提供と見なしません。

その他、開催頻度、参加費、募集範囲などの要件も含めて、総合的に判断しますので、判断に迷うケースがある場合、事前にご相談下さい。

Q 2 1 地域食堂という名称で子ども食堂を開設していますが、対象ですか

名称によらず、対象団体の要件を満たしている場合、対象となります。

県内では、地域食堂や多世代食堂という名称で活動をしている団体は多く、名称は違いますが、本補助金の要件を満たしているものがほとんどです。

本補助金では、こうした団体も子ども食堂として想定しています。

Q 2 2 小学校等が冬休み中にのみ行う子ども食堂の活動は定期的と見なされるか

年間を通して、小学校等の休業中に行う子ども食堂の活動が確認できれば、定期的な取り組みとみなします。(例として、夏休みと冬休みに定期的に活動をされている場合は対象とみなします。)

総合的に判断しますので、判断に迷うケースがある場合、事前にご相談下さい。

Q 2 3 募集要項 8 事業の変更または中止にかかる事前承認とあるが、事業の変更の基準があるか。例えば当初申請書で上げていた経費の内訳が変わる場合は変更が必要か

当初予定していた活動が実施できない場合や大きく縮小することで申請額が減額する場合は、ご相談の上、事前承認をして下さい。

なお、当初計上していた経費の科目について、金額に差異が出る場合は、事業実績報告書にて、報告いただければ結構です。(例：食材費 20 万円、衛生用品 10 万円の合計 30 万円で申請していたが、結果として食材費 25 万円、衛生用品 5 万円などの場合)

ただし、当初申請書で計上していた経費の科目とは別に、新たに科目を追記するなどは、別途ご相談下さい。(例：食材費 10 万円、衛生用品 20 万円、の合計 20 万円で申請していたが、食材費 10 万円、広報費 20 万円に変更する場合など)

Q 2 4 【様式第 7 号の 3】子ども食堂緊急支援補助金経費報告書について、経費はどこまでの記載が必要か。例えば食材費は、細かい金額が必要か、領収

書は全て必要か。

細かい金額及び領収書等が必要になります。

購入された食材の領収書等と経費報告書の内訳が一致している必要があります。

なお、経費内訳は別紙による提出でも可能としています。

Q25 アプリケーション「LINE」により、子ども食堂の公式アカウントを取得し、ライトプランに加入している。

上記により、子ども食堂のお知らせ等を行っているが、広報費として対象となるか。対象の場合、領収書等はどのようなものを提出したらよいか。

広報費として対象となります。

領収書等については、以下の取り扱いとします。

- ① 公式ラインアカウント (LINE Official Account Manager) からログインし、お支払い履歴および食堂または代表者名が記載されたページを印刷すること。
- ② 子ども食堂公式ラインの QR コード等分かるものを添付すること

※上記①での提出が難しい場合は、公式ラインアカウント月額料金が明記された明細と上記②の提出をお願いします。

※その他、判断に迷う場合や、別サービスを使用されている場合は、別途ご相談下さい。